



DEPARTMENT OF THE AIR FORCE
374TH AIRLIFT WING



2021年6月16日

横田基地に所属もしくは駐留する全ての人員に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 日本国内における新型コロナウイルスの感染が引き続き我々に危険をもたらしています。2019年3月28日付の国防総省命令 (DoDI) 6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」ならびに2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。以下に続くこれらの対策は米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、全扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め（しかしこれらに限定されるものではない）、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が守ることを義務付ける。この命令の対象者はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。これらの対策は直ちに施行され、更新および再発布、または私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り、**2021年7月24日（土）**まで有効とする。この方針は、15日毎に見直しを行い、これらの措置を継続もしくは軽減すべきかを検討する。

2. 地域の定義:

a. 今も続くCOVID-19の感染拡大から我々の人員および家族を守るため、日本国内の地域を定める。具体的には日本国内を地域とするが、日米地位協定が適用される人員については、**東京都、愛知県、福岡県、大阪府、京都府、兵庫県、北海道、岡山県、広島県**ならびに**沖縄県**を対象として、日本政府が**2021年6月20日**までの期間、緊急事態宣言を発出したため、現在、いくつかの制限が実施されていることを留意する。日米地位協定が適用される人員は、これらの地域に入っても良いが、その際は、これら都道府県を対象とする日本政府のCOVID軽減対策に従う事が要求される。これら都道府県内の多くの業種が休業している可能性があり、他の必要なサービスについては営業していても、営業時間が短縮されている可能性がある。現在、これら指定された都道府県に在住するメンバーは、引き続き、出勤またはこのポリシーで許可される目的にて住居と目的地

間を往復をしても良い。また、人員は地域内にある他の軍事施設を訪問する権限が与えられているが、現在健康保護態勢チャーリー（HPCON Charlie）にある施設を訪問する場合、指揮系統内のO-6からの事前許可を必要とする。

b. 全ての米国軍人は、勤務中、休暇中、特別休暇中、または短期特別休暇中のいずれに関わらず、第4項ならびに第7項に要求される場所に従い、**任務上不可欠な旅行または、正式に承認された休暇の場合**を除き、上に定義する地域に滞在しなければならない。日米地位協定が該当する米民間人従業員及び扶養家族は、上記に定義される地域に滞在することが強く勧められると同時に、その地域を離れた場合、帰宅後は移動制限（ROM）を受けるとする。

3. 地域における制限: 日本国のあらゆる都道府県で禁止される必要不可欠ではないサービスおよび活動には、バー、ナイトクラブ、カラオケ、社交クラブ、もしくは、人が密集、人との密接な接触または閉鎖された空間でCOVID防止対策が実施できない可能性のある他の全ての施設が含まれる。横田基地のメンバーが日本国内にある他の米軍施設に滞在する場合、同施設のCOVIDに関する指針に従うこと。メンバーは、必要不可欠と見なされないサービスの利用ならびに活動を行うにあたっては、**下記の例外に該当する場合を除き、基地内外でマスクを着用しなければならない。**

4. 任務上絶対不可欠とされる移動:

a. 地域外への任務上必要不可欠な移動は、この覚書が効力を持つ間、許可される。任務所絶対不可欠な移動とは、診療予約、他の軍施設での公務、ならびに許容的出張扱いで行う基地外の住宅探し等を含むが、これらに限定されるものではない。何が任務上絶対不可欠とされる移動に該当するか不明な場合は、各々の指揮系統内で適宜相談すること。

b. 第374空輸航空団の人員が公費で出張に出かける場合、出張に行く人員の指揮系統内のO-6が許可を与える。全ての出張には、2021年3月15日付の国防長官のポリシー、「コロナウイルス感染症2019に対する、状況に応じたアプローチについての更新 – 人員の移動ならびに旅行の制限に関して」、に記載される12項目の例外に該当する場合を除き、前述の許可を必要とする。

5. ソーシャルギャザリング:

a. 全ての室内におけるソーシャルギャザリングは、現在の時点では10名、もしくは3家族による参加を上限とする。全てのアウトドアでのソーシャルギャザリングは現時点では25名を上限とする。これらの規則に対する例外は、中隊長（ミッションパートナー/統合軍の人員においてはそれに相当する

階級の者) が許可しても良い。ソーシャルギャザリングとは、勤務地以外で任務上必要不可欠とされる目的以外の理由で人がグループで集まることと定義する。レストラン内での食事、または第 3 項にて禁止されていない他の社会的活動を行うにあたっては、上に記載される最大人数以下の集まりであっても、自分の家族のみが集まる場合を除いては、必ず社会的距離を保ち、かつマスクを着用すること。ワクチン接種済みの人員が、基地内において集会を行う場合も、第 8 項にあるマスクについての指針を参照のこと。

b. 基地外で行われる礼拝については、安全に行うことが可能で、かつマスクを着用する限り、制限付きソーシャルギャザリングに関する規則の例外として参加が認められる。群衆がいる可能性のある、密接な接触の可能性がある、もしくは閉鎖された空間で、COVID 感染防止策を取れない場に行き当たった人員は、その場から直ちに離れること。ソーシャルギャザリングについて不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で適宜相談のこと。

6. 運動:

a. 人員は、社会的距離を取りつつ器具を清掃し清潔を保つ事ができる場所において運動を行う事が推奨される。しかし、マスクを着用しない、社会的距離を保てない、もしくは複数の人間により器具が使用される場所において、**ワクチン未接種の者が含まれる**集団で運動を行うに当たっては危険が残る。従い、ワクチン未接種の全人員については、基地内のフィットネス施設内にて運動する間も含め、常にマスクを着用のこと。**ワクチン未接種の者については**、基地内のフィットネス施設において、それら人員がカーディオ・マシーン（有酸素運動機器）を使用して心血管運動を行う際、または短時間の水分補給時、もしくはサウナ/蒸し風呂室またはシャワー使用時に限り、マスク着用義務の例外とする。ワクチン未接種の人員は、基地内外でアウトドアのフィットネス活動を行う場合、家族以外の他人から 6 フィートの距離を保つ事を条件に、短時間ならマスクを外しても良い。ワクチン接種済みの人員が基地内で集団のフィットネス活動を行う際も、第 8 項のマスク着用に関するガイドランスを参照のこと。

b. 更に、マスク着用または社会的距離が維持される集団での以下の運動は参加人数を制限することなく許可される：バレーボール、野球、ソフトボール、テニスおよび器械体操。許可される運動を行うにあたっては、使用後の器具は丁寧に清掃すること。形を変えた集団で行う運動（例：個人の技のドリル、筋力鍛錬のコンディショニング運動、型の練習、射撃訓練等）は、厳格な社会的距離を保ち、またはマスクを着用し、かつ器具を共用しない、もしくは器具が清潔に保たれている場合には下記 第 8 項の c に従い行ってもよい。

c. 上記以外の集団で行う運動については、参加者が次の指示に従う事を前提に、基地内・外で行っても良い。室内における集団での運動は、軍支援中隊（FSS）が許可する部隊対抗スポーツイベント、成人のフィットネスクラス、または青少年スポーツ/フィットネス活動等を除き、10名を上限とする。アウトドアにおいて集団で行うフィットネス活動は、軍支援中隊（FSS）が許可する部隊対抗スポーツイベント、成人のフィットネスクラス、または青少年スポーツ/フィットネス活動等を除き、25名を上限とする。集団で行うフィットネス活動に参加する者は全員、運動中であつ、他の参加者との距離が6フィート以内または運動器具を共同で使用している場合はマスクを着用し、しっかり鼻と口を覆う事が義務づけられる。ワクチン接種済みの人員が基地内において集団によるフィットネス活動を行う場合も、第8項にあるマスク着用に関するガイダンスを参照のこと。現在、下記の第8項dに記載される例外を除き、他基地との対抗試合・練習は許可されていないため、横田のチームが競技イベントもしくは練習を目的に基地外に旅行する、および横田のチームが基地外のチームを基地に招待することはできない。許可された活動を終えた後、全ての器具は念入りに清掃すること。これらの方針は、今後も必要に応じて評価・改訂を行う。

d. 国防省教育活動（DODEA）に所属する学校は、次の条件を満たす限りは、他のDODEA所属校とスポーツ競技を行う目的で旅行することを許可する：（1）競技もしくは練習が横田基地または他の米軍施設にて行われる；（2）競技に参加するDODEA所属の学校が当該競技に参加することに合意し、また、当該競技を主催する国防省施設が、同施設にて競技を開催することに同意している；（3）全参加者が、国防省の許可によるスポーツ活動におけるCOVID緩和計画に従う；および（4）当該競技または練習のために泊りがけの旅行を要しない。

e. 中隊司令官（またはミッションパートナー/統合軍の人員においては同等の権限を持つ者）は、部隊員10人以上の室内および25人以下のアウトドアにおける部隊内体力増強イベントを許可しても良い。ワクチン未接種の全人員は、部隊内体力増強イベントに参加する際、それが基地内のフィットネス施設内において、他の参加者との距離が6フィート以内、または他人とスポーツ器具を共用する場合には、マスクで鼻と口をしっかりと覆うことが義務づけられる。ワクチン接種済みの人員が基地内において集団のフィットネス活動を行う場合も、第8項にあるマスク着用に関するガイダンスを参照のこと。当該フィットネス活動で使用した全ての器具は、使用後は必ず消毒すること。

7. 休暇： 個人の住宅もしくは地域内での休暇は、直属の上司より許可を得ることができる。**愛知県、福岡県、大阪府、京都府、兵庫県、北海道、岡山県、広島県および沖縄県内への、必要不可欠な理由以外の旅行は、2021年6月20日までの間、中隊長もしくは同等の権限を持つ者が適切なリスク評価を行った後、それを許可した場合に限る。** 軍人もしくは民間人従業員の日

本国外での休暇については、中隊長またはそれと同等の権限を持つ者から許可を得ることができる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その休暇を希望するメンバーと共に、旅行のリスク評価を行い、目的地の健康保護態勢を確認することが義務付けられる。リスク評価を行うにあたり、許可権限を持つ者は、当該メンバーが COVID-19 にかかった場合の重症化リスクの有無、目的地における COVID-19 の感染状況、当該メンバーが全てのワクチン接種を受けてから 14 日経過しているか、当該メンバーが過去 14 日以内に COVID-19 の症状を現わしていないか、および、当該メンバーが自己観察の方法を知っており、万が一 COVID-19 の症状を発症した場合、対応法を知っているかどうか等を確認する。許可権限を持つ者が、リスク評価について不明な点がある場合は、公衆衛生の専門家に相談のこと。軍用機の空席を利用する場合は、特例許可申請に対し、空軍長官に委任された司令系統内の O-6 またはそれに相当するシビリアンによる承認のサインを必要とする。

8. マスク着用:

a. ワクチン未接種の全人員は、横田基地、多摩サービス補助施設または基地外にいる間、引き続きマスクを着用すること。ワクチン未接種とは、2回接種型のワクチンの二回目を接種してから14日が経過していない、または一回接種型のワクチンを接種してから14日が経過していない事と定義される。このマスク着用規則は個人の住宅内、または定義された地域内での宿泊施設内では適用されない。しかし、ワクチン未接種の者が、屋外にて他人と空間を共有する場合、下記の例外に該当する場合を除きマスクを着用すること。

- (1) ワクチン未接種の者が単独で、床から天井までの壁に仕切られた事務所内にドアを閉めて滞在する場合；
- (2) 米国疾病管理センター（CDC）のガイドラインおよび司令官と上司からの指示に従い、基地内外にいる際、他人と距離を保ちながら短時間の飲食を行う；
- (3) 身分確認または安全の目的によって、マスクを短時間下げる事が要求された場合；
- (4) ワクチン未接種の者が基地内外において、屋外運動を行う際、家族以外の者と6フィートの距離を維持している場合は、短時間であればマスクを外しても良い；更に
- (5) ワクチン未接種の障がい者に適切に対応するためにマスクを外すことが必要とされる場合。

b. ワクチン接種済みの人員については、マスク着用に関して次のルールが適用される。ワクチン接

種済みとは、2度の接種が必要なワクチンであれば2度目の接種から14日後、一度の接種で良いワクチンについては接種から14日後と定義する。ワクチン接種済みの全人員は、横田基地もしくは多摩サービス補助施設においては、次の例外を除き、室内外を問わず以前のようにマスクを着用しなくても良い：

- (1) 全人員は、基地内の全ての医療施設または歯科設備内においては、ワクチンの接種状況に関わらず引き続きマスクを着用すること。また、基地内の全ての学校、育児センターまたは託児所においてもマスクを着用のこと。
- (2) 全人員は、日本国内で基地外および公共の場（すなわち個人の住居以外）においては、引き続きマスク着用のこと。日本国民は、公共の場において通常マスクを着用するが、我々の人員も、感染症拡大を防止するためにCOVIDへの対応強化が求められる今般、また、我々が責任をもって行動しているイメージを接受国の国民に広く持ってもらうために、我々もマスクを着用するべきである。**ワクチン接種済みの人員は、基地外において飲食を行う間、もしくは心血管運動の最中は、短時間マスクを外しても良い。**
- (3) ワクチン接種済みの人員は、基地内外の航空機、バス、電車または地下鉄等の全ての公共交通機関を利用するにあたり、引き続きマスクを着用のこと。これには、横田基地に到着または基地から出発する軍用機または契約機を利用する乗客も含まれる。
- (4) ワクチン接種済みの人員は、基地内において民間従業員および自衛隊員を含む接受国の人員と接する際は、マスクを着用しなければならない。接触とは、基地内のカミサリー、BX、または飲食施設等のレジ係に接近する、事務所内で、パーティションがなく、社会的距離を取ることができない環境下で就労する、もしくは、基地内において接受国従業員と6フィートの距離を保てない場合等と定義されるが、それに限るものではない。
- (5) ワクチン接種済みの人員で、横田基地または多摩サービス補助施設にてマスクを着用しない選択肢を希望する者は、マスクを着用しない間、ワクチン接種済み証明書を携帯しなければならない。証明書不携帯の者に関しては、それら施設内にいる間、引き続きマスク着用が義務付けられる。人員は、マスクを着用しておらず、かつワクチン接種済みの証明書を持たない場合、施設への入門を拒否される可能性がある。人員は、COVID-19 ワクチン記録カードを遺失した場合に備え、デジタルコピーを作成しておくことが強く推奨される。ワクチン接種済みの人員であっても、上記で説明される通り施設内でマスクの着用を求められる場合が想定される事から、常にマスクを携帯しておくべきである

c. このポリシーにあるマスク着用義務を拒否する人員で、かつ上記いずれかの例外に該当しない者は、施設への入門を一時的に拒否される、立ち入り禁止とされる、もしくは他の適切な処置の

対象とされる可能性がある。

d. 36か月とそれ以下の子どもについては基地内外において通常はマスク着用は求められない。チャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）に通う子どもも、CDC内においては、マスク着用は求められない。一台の車に複数人が同乗する場合、同乗者が近親の家族である場合を除き、マスクを着用すること。

9. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、これらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応する事が不可欠です。

10. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部（[メールアドレス 374aw.pav3@us.af.mil](mailto:374aw.pav3@us.af.mil)）まで問い合わせてください。

司令官

米国空軍大佐アンドリュー・J・キャンベル